

C'BON

To create and produce the beauty

証券コード 4926

第55期定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2020年6月29日(月曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

開催
場所

東京都港区赤坂九丁目7番2号
東京ミッドタウン (六本木)
ミッドタウン・イースト 地下1階
東京ミッドタウン・ホール HallA
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議
事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

- ・本株主総会におけるお土産の配付は取り止めさせていただきました。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対応について、5ページに記載しております。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社シーボン



企業理念

美を創造し、演出する



Home
Care

ホームケア

+

Salon
Care

サロンケア



私たちシーボンは、製販サービス一体の化粧品会社として、1966年に誕生しました。

お客様の肌に最後まで責任を持つ。

その思いから導き出した美肌への回答が、

「ホームケア+サロンケア」という独自のビューティシステムです。

高機能な化粧品（ホームケア）と、

プロによる定期的なアフターサービス（サロンケア）で素肌力を高めていく…。

私たちは、理想の肌を目指すお客様に寄り添い、

ともに歩み続けております。

シーボンのサービス

トライアル

- 肌チェック&カウンセリングに基づく化粧品のご提案
- アフターサービスを体験

製品ご購入

- ご購入金額に応じてビューティアップ・ポイントを付与

アフターサービスを受ける

- 1ポイントで、サロンケアを1回無料で受けることができます



目次

私たちシーボンの事業内容

- 招集ご通知
第55期定時株主総会招集ご通知…………… 3
 - 株主総会参考書類
第1号議案 定款一部変更の件…………… 6
第2号議案 取締役7名選任の件…………… 7
第3号議案 監査役1名選任の件…………… 14
- (提供書面)
- 事業報告…………… 16
 - 連結計算書類…………… 36
 - 計算書類…………… 39
 - 監査報告…………… 42

株主各位

証券コード：4926

2020年6月12日

東京都港区六本木七丁目18番12号

株式会社シーボン

代表取締役会長兼社長

執行役員

犬塚 雅大

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルスに対する適切な感染防止策を実施の上で、開催させていただくことといたしました。

お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月26日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

議決権行使のご案内

[株主総会にご出席いただける場合]



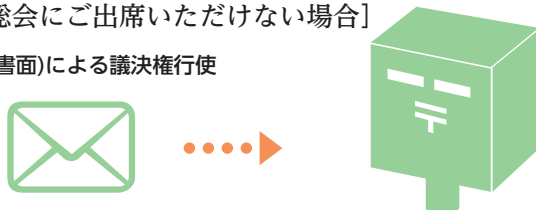
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**株主総会当日に会場受付にご提出**ください。

開催日時 2020年6月29日(月) 午前10時より

開催場所 東京ミッドタウン (六本木) ミッドタウン・イースト地下1階
東京ミッドタウン・ホール HallA

[株主総会にご出席いただけない場合]

● 郵送(書面)による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

*同封の「議決権行使書・記載面保護シール」をご利用ください。

行使期限 2020年6月26日(金) 午後6時必着

記

1. 日 時 2020年6月29日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番2号
東京ミッドタウン（六本木） ミッドタウン・イースト 地下1階
東京ミッドタウン・ホール HallA
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、社会的距離を保つ観点から座席間隔を拡げるため、ご用意できる座席が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

3. 目的事項

- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 1. 第55期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

<株主様へご案内> 必ずお読みください

- ◎本株主総会におけるお土産の配付は、取り止めさせていただきました。またハンドマッサージのご体験、美容ドリンクの試飲及び製品販売等はいりません。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症拡大防止対応>

- ◎株主様のためのアルコール消毒液を配備します。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ◎発熱や咳などの症状がある方や、その他体調不良と思われる方、また海外から帰国されて14日間経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されて14日間経過していない株主様は、受付でお申し出ください。
- ◎ご出席の株主様で体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けさせていただいたり、検温をお願いしたりする場合がございます。
- ◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。また本株主総会に出席する役員は、マスクを着用させていただきます場合がございます。
- ◎ご出席の株主様には、本株主総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので、会場スタッフの案内に従っていただきますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明を省略させていただきます場合がございます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しただけですようお願い申し上げます。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により、上記対応を更新する場合があります。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cbon.co.jp/company/>) より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト >>> <https://www.cbon.co.jp/company/>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。

(1) 世の中の環境変化等に伴い生じる社会的要請や顧客ニーズに対して、柔軟かつ迅速に対応できるよう、当社の持ちうる技術を活用した製品製造の状況を構築できる体制にするため。

(2) 当社の事業領域に親和性の高い、幅広い製品を顧客へ販売できる体制にするため。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の業務を行うことを目的とする。	第2条 当社は、次の業務を行うことを目的とする。
(1)化粧品及び医薬部外品、並びに美容器具等の製造販売及び輸出入事業 (新設)	(1)化粧品、美容器具等の製造販売及び輸出入事業
(2)美容、理容業	(2)医薬品、医薬部外品、医療機器の製造販売及び輸出入事業
(3)はり、灸業	(3)美容、理容業
(4)エステティック、ネイルサロンの経営	(4)はり、灸業
(5)保健機能食品及び一般食品の製造販売及び輸出入事業 (新設)	(5)エステティック、ネイルサロンの経営
(6)前記関連事業への投融資	(6)保健機能食品、一般食品、飲料等の製造販売及び輸出入事業
(7)不動産の賃貸業	(7)衣料品、服飾品、宝飾品、室内装飾品、日用雑貨の製造販売及び輸出入事業
(8)生命保険の募集に関する業務 (新設)	(8)前記関連事業への投融資
(9)前各号に付帯する一切の業務	(9)不動産の賃貸業
第3条～第39条 (条文省略)	(10)生命保険の募集に関する業務
	(11)飲食物の販売及び飲食店の経営
	(12)前各号に付帯する一切の業務
	第3条～第39条 (現行どおり)

第2号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位 及び担当	取締役会出席状況	候補者属性
1	いぬづか まさひろ 犬塚 雅大	代表取締役会長兼社長 執行役員	18/18回 (100%)	再任
2	み かみ なお こ 三上 直子	代表取締役副社長 執行役員 商品開発本部本部長	18/18回 (100%)	再任
3	さきやま かずひろ 崎山 一弘	専務取締役 執行役員 事業本部本部長	18/18回 (100%)	再任
4	お ばら みのる 小原 稔	執行役員 企画本部本部長	—	新任
5	こばやし あきひこ 小林 明彦	社外取締役	18/18回 (100%)	再任 社外 独立
6	かどわき ひではる 門脇 英晴	社外取締役	16/18回 (88.8%)	再任 社外 独立
7	さい ま すみ 崔 真淑	社外取締役	14/14回 (100%)	再任 社外 独立

(注) 崔真淑氏の出席状況については、2019年6月24日就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号 **1** ^{いぬ づか} 犬塚 ^{まさ ひろ} 雅大 (1954年6月13日生)

所有する当社の株式数 …………… 733,560株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月	当社入社	1986年 7月	当社代表取締役社長
1978年 9月	当社美容部長	2005年 12月	当社代表取締役会長
1981年 9月	当社取締役営業部長	2019年 4月	当社代表取締役会長兼執行役員
1984年 9月	当社取締役副社長	2019年 6月	当社代表取締役会長兼社長 執行役員 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、主に営業部門に従事し、営業部長、取締役副社長を経て、1986年から2005年まで代表取締役社長、また2005年から代表取締役会長として、シーボンにおける豊富な企業経営の経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **2** ^{み かみ} 三上 ^{なお こ} 直子 (1961年3月12日生)

所有する当社の株式数 …………… 3,100株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	味の素(株)入社	2013年 6月	当社取締役兼執行役員
2007年 4月	武蔵野大学 客員教授	2017年 4月	当社管理本部担当
2010年 1月	当社入社	2017年 6月	当社常務取締役兼執行役員
2011年 6月	当社執行役員 生産部担当	2019年 4月	当社取締役副社長兼執行役員
2012年 6月	当社取締役 生産部担当	2019年 6月	当社代表取締役副社長 執行役員 (現任)
		2020年 1月	当社商品開発本部本部長 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、生産及び品質保証分野で豊富な経験を有し、生産や物流の効率化でリーダーシップを発揮するなど、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3** ^{さき やま} 崎山 ^{かず ひろ} 一弘 (1963年3月18日生)

所有する当社の株式数 …………… 28,000株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月	当社入社	2005年 6月	当社取締役 営業本部 直販営業部担当
1985年 8月	(株)チサンレストラン 入社	2013年 6月	当社執行役員
1990年 1月	当社入社	2018年 6月	当社取締役兼執行役員
2003年 2月	当社執行役員 営業本部直販営業部長	2018年 6月	当社営業本部担当
		2020年 1月	当社専務取締役 執行役員 (現任) 当社事業本部本部長 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、営業部門に従事し、集客活動の効率化や教育体制強化の推進においてリーダーシップを発揮するなど、今後も豊富な経験と能力を活かし、営業部門を牽引されることを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4** ^{お ばら} 小原 ^{みのる} 稔 (1973年1月26日生)

所有する当社の株式数 …………… 一株



新任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1996年 4月	北海道電力(株) 入社	2019年 5月	当社入社
2012年 8月	(株)ミスミグループ本社 入社	2019年 5月	当社管理本部管理部経営企画課 担当部長
2017年 1月	日本製紙(株) 入社	2020年 1月	当社執行役員 (現任) 当社企画本部本部長 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

入社以来、経営指標の可視化・定量化推進に大きく貢献するとともに、早期に経費合理化を達成するなど、本社機能強化の実現を図っています。また、突出したリーダーシップと事業全般にわたる幅広い経験・知見を活かし、企業価値向上に向けた経営の意思決定を迅速かつ適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

こばやし
小林

あき ひこ
明彦

(1952年11月13日生)

所有する当社の株式数 …………… 100株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

1975年 4月	(株)三和銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行	2009年 1月	三菱UFJ証券(株) (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 常務執行役員
2001年 7月	三和インターナショナルファイナンス (現 MUFGセキュリティーズアジア) 社長	2010年 5月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 専務執行役員
2004年 5月	UFJつばさ証券(株) (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 執行役員	2013年 8月	akソリューションアドバイザー(株) 代表取締役
2004年 8月	同社常務執行役員	2017年 6月	当社社外取締役 (現任)
2005年10月	三菱UFJ証券(株) (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 常務執行役員	2017年12月	(株)スポーツフィールド 社外取締役 (現任)
2006年 6月	同社常務取締役	2019年 6月	(株)三ツ星 社外取締役 (現任)
2007年 7月	米国三菱UFJ証券 (現 MUFGセキュリティーズアメリカ) 社長		

▶ 重要な兼職の状況

(株)スポーツフィールド 社外取締役
(株)三ツ星 社外取締役

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

長年に亘る国内外での経営経験と、コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結時において3年間となります。

候補者番号 **6** かど わき **門脇** ひで はる **英晴** (1944年6月20日生) 所有する当社の株式数 …………… 一株



再任

▶ **略歴、当社における地位及び担当**

1968年 4月	(株)三井銀行 (現 (株)三井住友銀行) 入行	2004年 6月	三井物産(株) 監査役
2001年 4月	(株)三井住友銀行 代表取締役専務取締役兼専務執行役員	2004年 6月	(株)日本総合研究所 理事長
2002年12月	(株)三井住友フィナンシャルグループ 代表取締役専務取締役	2007年 6月	三井化学(株) 監査役
2003年 6月	同社 代表取締役副社長	2008年 6月	(株)日本総合研究所 特別顧問・シニアフェロー (現任)
2003年 6月	相模鉄道(株) 監査役	2018年 6月	当社社外取締役 (現任)
		2018年 6月	総合警備保障(株) 社外取締役 (現任)
		2019年12月	(株)オークファン 社外取締役 (現任)

▶ **重要な兼職の状況**

総合警備保障(株) 社外取締役
(株)オークファン 社外取締役

▶ **特別の利害関係**

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

豊富な企業経営の経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結時において2年間となります。

候補者番号

7 ^{さい} 崔

^{ま すみ} 真淑

(1983年1月17日生)

所有する当社の株式数 …………… 一株



再任

▶ 略歴、当社における地位及び担当

2008年 4月 大和証券エスエムビーシー(株)
(現：大和証券(株)) 入社

2016年 3月 (株)グッド・ニュースアンドカンパ
ニーズ 代表取締役 (現任)

2016年 4月 エイボン・プロダクツ(株) 社外取締役

2019年 6月 当社社外取締役 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

(株)グッド・ニュースアンドカンパニーズ 代表取締役

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

コーポレートガバナンス及びコーポレートファイナンスに関する専門的知識を有するとともに、政府機関や公的機関での多岐にわたる豊富な経験を有し、また、メディア活動を通して培われた知名度、情報拡散力及び人的ネットワークを当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結時において1年間となります。

- (注) 1. 各取締役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、2020年3月31日現在の状況であります。
2. 門脇英晴氏は、2018年6月より総合警備保障株式会社の社外取締役就任しております。同社と当社との間には取引関係がありますが、その取引金額は僅少（同社及び当社それぞれの連結売上高に占める割合は0.1%未満）であることから、独立性に影響を与えるものではございません。
3. 崔真淑氏の戸籍上の氏名は石原真淑であります。
4. 小林明彦氏、門脇英晴氏及び崔真淑氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。
5. 社外取締役候補者としての独立性
- (1) 社外取締役候補者はいずれも、過去に当社又は当社子会社の業務執行者又は非業務執行役員であった事実はありません。
 - (2) 社外取締役候補者はいずれも、現在当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員ではなく、過去5年間にも該当の事実はありません。
 - (3) 社外取締役候補者はいずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていた事実もありません。
 - (4) 社外取締役候補者はいずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員の配偶者、3親等以内の親族その他これに準じるものではありません。
 - (5) 社外取締役候補者はいずれも、過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であった事実はありません。
6. 当社は、小林明彦氏、門脇英晴氏及び崔真淑氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、3氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役3名のうち、田畑千絵氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

いとう みな
伊藤 三奈 (1967年3月2日生)

所有する当社の株式数 …………… 一株



新任

▶ 略歴、当社における地位

1996年 6月	ベーカー&マッケンジー法律事務所 入所	2004年 1月	ベーカー&マッケンジー法律事務所 パートナー
1997年 6月	ニュージャージー州弁護士登録	2011年 8月	東京弁護士会外国法事務弁護士再登録
1999年 3月	コロンビア特別区弁護士登録	2015年 7月	筑波大学大学院ビジネス科学研究科 非常勤講師
2004年 2月	東京弁護士会外国法事務弁護士登録	2020年 1月	ベーカー&マッケンジー法律事務所 特別顧問 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

ベーカー&マッケンジー法律事務所 特別顧問

▶ 特別の利害関係

候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役候補者とした理由

企業買収・再編、訴訟・紛争解決・企業法務全般など、国際派弁護士としての豊富な経験と、リスク対応・危機管理体制の構築及びこれらに関わるマネジメント経験を当社の経営に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 監査役候補者の「所有する当社の株式数」につきましては、2020年3月31日現在の状況であります。
2. 伊藤三奈氏は、社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外監査役候補者としての独立性
- (1) 社外監査役候補者は、以前に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
- (2) 社外監査役候補者は、以前に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の報酬を受けたことはありません。
- (3) 社外監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。
4. 当社は、伊藤三奈氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

● 経済状況

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費が持ち直す等緩やかな回復基調で推移しましたが、台風等相次ぐ自然災害の発生や、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減及び買い控え、足元では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け大変厳しい状況にあります。

● シーボンの取り組み

こうした経営環境の中、当連結会計年度において当社グループは、「新たなシーボンへー革新と挑戦」を経営指針とする中期経営計画（2018年3月期から2020年3月期）の最終年度として、新規のお客様に対する販売活動の構造改革による“お客様第一”の体制づくりを推進し、企業体質の強化を図ってまいりました。しかし、2019年10月以降の消費税増税に伴う買い控えや消費マインドの低下に加え、台風等の天候不順や新型コロナウイルス感染症の流行によるイベントプロモーション*1の中止、店舗の臨時休業等店舗運営に大きな影響を受けました。さらに、新規集客活動の集客力低下に対する改善不足及び各種プロモーションの強化計画遅延により、新規来店者数が前年同期と比べ36.6%減少いたしました。また、新規来店者数が減少した影響により既存顧客の継続数*2も前年同期と比べ7.7%減少し、直営店舗における売上高は10,547,595千円（前年同期比12.0%減）となりました。

当期の新製品

4月

4月 フェイシャルリストホワイトシリーズ



5月



5月 SPA 04

6月

6月 シーボン 酵素美人シリーズ



7月



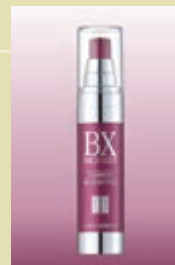
8月 SPA BG

8月

8月 パックセットBG



9月



10月 フェイシャルリストBXシルキーペール

● 当期の業績

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は11,101,799千円（前年同期比11.5%減）となりました。利益面におきましては、経費の合理化に努めてまいりましたが、売上高の減少による利益減を補いきれず、営業損失は318,266千円（前年同期は営業利益251,698千円）、経常損失は270,031千円（前年同期は経常利益301,878千円）となりました。また、固定資産の減損に係る会計基準に基づき、基幹システムの開発計画見直しによる減損損失58,000千円に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業等により店舗の収益性低下が見込まれるため、将来の回収可能性を検討した結果、店舗に関連する固定資産の減損損失286,485千円を特別損失として計上いたしました。さらに繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、繰延税金資産の取り崩し等により法人税等調整額377,806千円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は1,070,075千円（前年は親会社株主に帰属する当期純利益139,657千円）となりました。

● 主な取り組み

重点課題①「新たなお客様の開拓」

成長の要である集客活動においては、ブライダル等女性と関わりの深い企業・団体への営業活動を強化しイベントプロモーションを展開するとともに、Webマーケティング等の強化を図り、新たな集客の柱として育成を推進いたしました。Web広告の出稿先の模索、インフルエンサーマーケティングの活用検討を行いました。また、「ホームケア+サロンケア」という独自の美肌システムへの認知、理解促進を図るための一貫した情報を発信することに加え、集客ツールの刷新や初回化粧品セットの導入といった販売方法の見直し等を行い、新規のお客様が当社サービスシステムを理解しやすい環境を整備いたしました。また、販売コンプライアンス教育の強化やお客様ごとに合わせた丁寧な接客サービスに注力した結果、新規のお客様からの満足度評価が段階的に向上してまいりました。

10月

11月 SPA 08



11月



11月 シーボン 葡萄美人

12月

12月 シーボン 酵素美人-金



1月

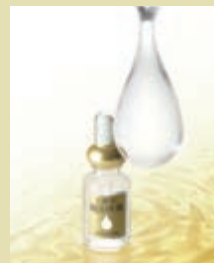
2月



1月 パックセットHM

3月

1月 シーボン スクワランオイル



重点課題②「現場力の向上」

当社グループの主力チャネルであるシーボン・フェイシャルリストサロンは、化粧品を販売しアフターサービスを提供するだけでなく、お客様にシーボンブランドを体感していただく場所でもあります。フェイシャルリスト※³個々の美容知識や技術力を磨くと同時に、店舗全体で一人ひとりのお客様と向き合い来店価値を高めていくため、お客様に選ばれる店舗づくりを目的とした新たな人事評価制度の構築を進め、2020年4月より運用を開始いたしました。新たな人事評価制度では、来店ごとにお客様からいただくアンケートの結果を重視し、フェイシャルリストをはじめとするスタッフの評価を行っていくことに加え、お客様にご満足いただける店舗運営ができているのかを評価してまいります。

重点課題③「より強いブランドへ」

研究開発活動においては、製品の開発・検証はもとより、お客様がサロンで過ごす時間をより豊かなものにするため、肌カウンセリングシステムや美容法について、エビデンスの収集等外部研究機関との連携強化を図ってまいりました。

<2020年3月期の主な研究発表>

- ①顔面部の経穴（ツボ）への鍼刺激による心身への効果を検証
（2019年6月 明治国際医療大学との受託研究、脳科学の産業応用事業会社(株)NeUと連携）
- ②顔面部の経穴刺激を含むフェイシャルケアが心身に及ぼす効果を発見
（2019年12月 明治国際医療大学との受託研究、脳科学の産業応用事業会社(株)NeUと連携）
- ③肌の画像解析における顔の特徴を正確に捉えるAI技術を開発
（2020年3月 慶應義塾大学との共同研究）

※1 イベントプロモーション

：新規顧客獲得のために、サロンにおけるトライアルプランにご予約いただけるように、イベントブース等で簡易の肌チェックを通じてシーボンをご紹介するプロモーション活動

※2 継続数

：1カ月に1回以上来店のあるお客様ののべ人数

※3 フェイシャルリスト

：シーボンのフェイシャルリストサロンで、顧客をサポートするために化粧品の販売や美容アドバイス、東洋式フェイシャルケア等を行う専門スタッフ

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第54期 (2019年3月期)	第55期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高 (千円)	12,541,309	11,101,799
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	301,878	△270,031
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	139,657	△1,070,075
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	33.81	△250.02
総資産 (千円)	11,702,102	10,229,960
純資産 (千円)	9,486,014	8,188,540
1株当たり純資産額 (円)	2,216.46	1,911.83
自己資本比率 (%)	81.0	80.0
自己資本当期純利益率 (R O E) (%)	1.5	△12.1

(注) 当社は、第54期より連結計算書類を作成しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区分	第52期 (2017年3月期)	第53期 (2018年3月期)	第54期 (2019年3月期)	第55期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高 (千円)	12,493,307	12,564,671	12,376,054	10,927,962
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	369,630	625,986	309,829	△266,352
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	176,273	384,639	146,048	△1,062,201
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	43.14	93.93	35.36	△248.18
総資産 (千円)	11,243,993	11,782,778	11,700,150	10,220,211
純資産 (千円)	8,874,440	9,220,614	9,516,588	8,228,753
1株当たり純資産額 (円)	2,166.30	2,248.33	2,223.61	1,921.22
自己資本比率 (%)	78.9	78.2	81.3	80.5
自己資本当期純利益率 (R O E) (%)	2.0	4.3	1.6	△12.0

3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は220,157千円となりました。その主なものは当社における顧客数増加に伴う収容能力の向上とお客様サービスの充実のため、2店舗を移設したことなどであります。

なお、当連結会計年度における設備の除却損等は10,351千円であり、これは、主に当社の店舗の移設・改装等に伴う建物、工具等を除却したことによるものであります。

4. 資金調達の状況

該当事項はありません。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジャフマック	17百万円	100%	醗酵食品の製造・販売
倩朋（上海）化粧品有限公司	80百万円	100%	化粧品及び医薬部外品の販売

6. 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループの主な事業内容は、化粧品及び医薬部外品の製造及び販売です。

7. 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

（1）当社の主要な営業所

①本店

東京都港区六本木七丁目18番12号

②メインオフィス・総合研修センター「シーボンパビリオン」

神奈川県川崎市宮前区菅生一丁目20番8号

③生産センター

栃木県河内郡上三川町多功2524

④研究開発センター

栃木県河内郡上三川町多功2570番3

⑤直営店

フェイシャリストサロン 105店舗

ラグジュアリーサロン 1店舗

（C'BON Queen's横浜）

シーボンビューティオアシス 2店舗

⑥集客拠点 2箇所

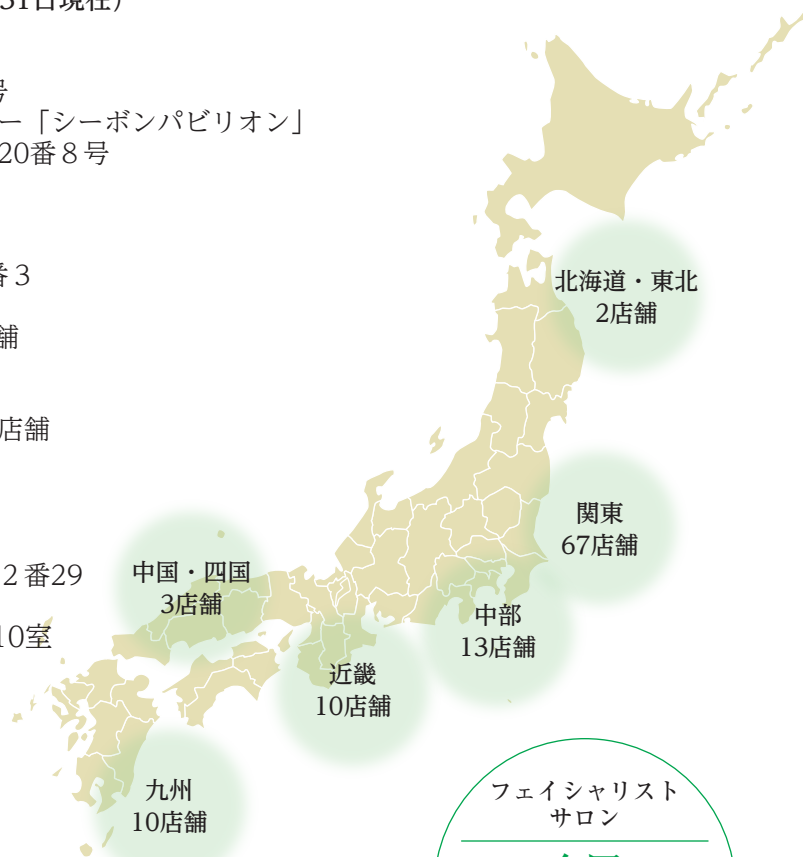
（2）子会社

①株式会社ジャフマック

東京都新宿区市谷砂土原町一丁目2番29

②倩朋（上海）化粧品有限公司

上海市浦東新区張楊路158号1310室



生産センター



メインオフィス



8. 使用人の状況（2020年3月31日現在）

①企業集団の使用人数の状況

部門区分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
本 社 部 門	156 (111)	△7 (△17)
直 販 営 業 部 門	831 (330)	△22 (27)
生 産 部 門	53 (70)	－ (2)
そ の 他	7 (9)	△1 (△1)
合 計	1,047 (520)	△30 (11)

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. 使用人数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

②当社の使用人の状況

	使用人数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男 性	82 (17)	43.2	12.9
女 性	958 (494)	35.8	9.4
合計又は平均	1,040 (511)	36.4	9.7

(注) 1. 使用人数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員であります。

2. 使用人数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

9. 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

11. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた経済活動への深刻な影響により、消費需要の低迷等厳しい状況が続くと予想されます。

当社グループにおきましては、2020年3月期の新規のお客様の減少の影響が、2021年3月期の既存のお客様の継続数や売上に大きな影響を及ぼすことが予想されます。また、緊急事態宣言発令後から大都市圏を中心に店舗の臨時休業やアフターサービスの提供を自粛した営業を行い、ゴールデンウィーク期間中には直営全店（108店舗）の臨時休業を実施いたしました。5月15日時点で直営店全108店舗中106店舗が営業を再開しているものの、感染拡大防止の観点から自主的に予約を制限する等様々な制約条件を設けての営業となり、またイベントプロモーションにつきましても5月15日時点では、全国的に自粛を続けており、事態の収束時期等先行きの見通せない状況にあります。

2021年3月期の連結業績予想につきましては、現時点では不確定要素が多く、適正かつ合理的な業績予想を算定することが困難なため未定とし、開示可能となった段階で速やかに公表いたします。新たな中期経営計画につきましても、今後の経営環境、事業環境の変化を踏まえ、改めて計画を見直した後に公表させていただく予定です。また、2021年3月期の配当につきましては、現在の営業状況から前年度実績に未達の可能性が高く、内部留保を確保する観点から、無配とさせていただきます。なお、運転資金について、当面は内部留保資金を充当することにより対応しておりますが、感染拡大による企業活動への影響が長引いた場合には、必要に応じて資金調達を進めさせていただきます。

このように2021年3月期は大変厳しい状況が続きますが、新型コロナウイルスの感染防止の徹底を前提に業績回復を見据えた事業展開を進めてまいります。

<2021年3月期の取組み>

当社グループは、市場環境が大きく変化している中で、2021年3月期において「コスト構造の早期見直し」を図ると共に、当社グループが持つ経営資源を有効活用した戦略的事業展開を推進してまいります。2020年1月に組織の最適化を目的に組織変更を実行し、「事業本部」「商品開発本部」「企画本部」の3本部とし、各本部に明確な権限と責任を付与し、スピード感と実行力をもって事業を推進してまいります。

①コストの合理化による経営基盤の強化

事業活動の「見える化」を推進し、目標達成に向けた管理体制の強化を図るとともに、全社のコスト管理の徹底とコスト構造改革を積極的に行ってまいります。店舗、本社部門の双方において、業務プロセスの適正化・効率化を図り、業務生産性の向上を図ってまいります。

②新規顧客の拡大／新たな販売チャネルの開拓

成長の要である集客活動の強化を図ると同時に新規企業や団体の開拓を進め、イベントプロモーションの強化を図り、従来から行ってきたダイレクトアプローチにとどまらず、通販や広告、SNS等当社グループが持つ様々なチャネルを強化・活用し、双方向でシームレスな顧客誘導体制の構築を図り、お客様獲得維持を図ってまいります。そのために、チャネルごとに分かれていた組織を事業本部のもとで統括し、チャネルの垣根を越えシナジー効果を生み出す製品の開発と集客・販売戦略を立案・実行してまいります。

③高機能性製品の創出

お客様ニーズに加え、日々お客様と接するフェイシャリスト・店舗のニーズを反映した顧客志向マーケティングを強化し、製品開発プロセスの改善を図ってまいります。また、外部機関と連携しながら、当社がアフターサービスとして提供する東洋式フェイシャルケア等美容科学の研究を強化するとともに、皮膚科学分野における技術シーズの創出に取り組んでまいります。

2 会社の現況

1. 株式の状況（2020年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	16,000,000株
(2) 発行済株式の総数	4,281,200株
(3) 株主数	15,092名
(4) 大株主（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
犬塚雅大	733千株	17.13%
シーボン従業員持株会	174	4.06
株式会社三菱UFJ銀行	120	2.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	110	2.58
犬塚公子	95	2.23
安田亜希	95	2.23
望月暁一	81	1.90
金子靖代	74	1.72
藤井達夫	70	1.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	48	1.14

- (注) 1. 持株数は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（539株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2020年3月31日現在)

		第2回新株予約権	
発行決議日		2013年7月18日取締役会決議	
新株予約権の数		64個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 6,400株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり207,000円 (1株当たり2,070円)	
権利行使期間		2015年8月1日から2022年7月31日まで	
行使の条件		(注)	
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数	64個
		目的となる株式数	6,400株
		保有者数	2人

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 権利行使時において、引き続き当社の取締役又は従業員(将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の日から5年以内(権利行使期間中に限る)に限り、権利を行使することができる。
- ② 譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
- ③ その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員の様況

(1) 取締役及び監査役の様況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役会長兼社長 執行役員	犬塚 雅大	—
代表取締役副社長 執行役員	三上 直子	商品開発本部本部長
専務取締役 執行役員	崎山 一弘	事業本部本部長
取締役	片山 利雄	—
取締役	小林 明彦	株式会社スポーツフィールド 社外取締役 株式会社三ツ星 社外取締役
取締役	門脇 英晴	総合警備保障株式会社 社外取締役 株式会社オークファン 社外取締役
取締役	崔 真淑	株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズ 代表取締役
常勤監査役	中沢 ひろみ	—
監査役	田畑 千絵	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
監査役	辻 さちえ	株式会社エスプラス 代表取締役 合同会社ビズサプリグループ 代表社員

- (注) 1. 取締役 片山利雄氏、取締役 小林明彦氏、取締役 門脇英晴氏及び取締役 崔真淑氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 田畑千絵氏及び監査役 辻さちえ氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役 中沢ひろみ氏及び監査役 辻さちえ氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。
 4. 監査役 田畑千絵氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する専門的な知見を有しております。
 5. 当社は、取締役 片山利雄氏、取締役 小林明彦氏、取締役 門脇英晴氏及び取締役 崔真淑氏、監査役 田畑千絵氏及び監査役 辻さちえ氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
 6. 崔真淑氏の戸籍上の氏名は石原真淑であります。
 7. 辻さちえ氏の戸籍上の氏名は上田さちえであります。
 8. 2020年1月1日付で崎山一弘氏は取締役 執行役員から専務取締役 執行役員に就任いたしました。
 9. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2020年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

(氏名)	(当社における地位及び担当)
小原 稔	執行役員 企画本部本部長
菅原 桂子	執行役員 事業本部担当
堀住 輝男	執行役員 商品開発本部担当
瀧 礼江	執行役員 企画本部人事部・管理部担当
瀧 龜雅彦	執行役員 事業本部海外事業部担当
窪田 一郎	執行役員 企画本部システム部担当

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
金子 靖代	2019年6月24日	任期満了	取締役
諏佐 貴紀	2019年6月24日	任期満了	取締役
村松 邦子	2019年6月24日	任期満了	取締役(社外取締役)

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役片山利雄氏、取締役小林明彦氏、取締役門脇英晴氏及び取締役崔真淑氏につきましては500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役田畑千絵氏及び監査役辻さちえ氏につきましては300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (5)	109百万円 (18)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2)	17百万円 (7)
合計 (うち社外役員)	13名 (7)	126百万円 (26)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議をいただいております。また、別枠で2010年6月28日開催の第45期定時株主総会において当社取締役(社外取締役を除く)に対する報酬として年額80百万円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能と決議をいただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第34期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議をいただいております。
4. 上記以外に、2006年6月20日開催の当社第41期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議し、未払金として計上済みとなっております。なお、支給時期は各該当役員の退任時としており、2019年6月24日の第54期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名のうち1名に対して7百万円を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係

- ・取締役 小林明彦氏は、株式会社スポーツフィールド及び株式会社三ツ星の社外取締役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 門脇英晴氏は、総合警備保障株式会社及び株式会社オークファンの社外取締役であります。総合警備保障株式会社と当社との間には取引関係がありますが、その取引金額は僅少（同社及び当社それぞれの連結売上高に占める割合は0.1%未満）であることから、独立性に影響を与えるものではございません。また、当社と株式会社オークファンとの間には特別な関係はありません。
- ・取締役 崔真淑氏は、株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズの代表取締役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 田畑千絵氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の弁護士であります。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 辻さちえ氏は、株式会社エスプラスの代表取締役及び合同会社ビズサプリグループの代表社員であります。なお、当社と両社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		活動状況
取締役	片山利雄	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
取締役	小林明彦	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
取締役	門脇英晴	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回に出席いたしました。コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
取締役	崔真淑	2019年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回全てに出席いたしました。コーポレートファイナンスに関する専門的知識と政府機関や公的機関での多岐にわたる豊富な経験から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。

		活動状況
監査役	田畑千絵	当事業年度に開催された取締役会18回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。
監査役	辻さちえ	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言・提言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査の有効性と効率性に配慮し監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、有限責任監査法人トーマツの監査報酬について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

また、上記のほか、会計監査人の独立性及び品質管理体制、並びに実施体制等を総合的に勘案し、必要性があると判断した場合には、監査役会は会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

＜業務の適正を確保するための体制＞

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業行動憲章」の主旨に沿って、全役職員が企業倫理を重んじ社会的責任を果たすために「倫理規程」「コンプライアンス規程」「シーボン行動規範」を制定し、これらを周知徹底させることにより法令・定款・社会規範を遵守しています。
- ② 取締役会の諮問機関として、「ガバナンス委員会」と「指名報酬委員会」を設置しています。「ガバナンス委員会」は、代表取締役・社外取締役で構成され、コーポレートガバナンス体制について審議を行うことで、より一層の経営の透明性と公正性の確保と、持続的な成長及び中長期的な企業価値を図ることを目的に運用しています。また「指名報酬委員会」は、取締役会の決議によって選任された取締役（委員総数の過半数は社外取締役）で構成され、独立選任組織として、当社における指名、報酬及び報酬制度等について審議を行うことで、公正かつ迅速な意思決定を促しています。
- ③ 代表取締役社長の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括・監視しています。
- ④ 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンスの重要性とコンプライアンスを尊重する意識の醸成等につき繰り返し啓蒙しています。
- ⑤ 内部監査課を設置し、会社の業務が法令・定款・社内規程等に準拠し適正かつ合理的に行われているかを監査し、監査結果を取締役・監査役に報告しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報（取締役会及び経営会議等の会議の議事録並びに参考資料等の重要な情報）については、「文書管理規程」「文書保存年限表」等社内規程の定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しています。
- ② 取締役又は監査役が求めた時は、担当部署はいつでも当該情報を閲覧又は謄写に供しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」及び「危機に関するフローとガイドライン」を制定し、平時にはリスクの発生を未然に防止する諸施策を講じるとともに、万一危機事態が発生した場合の対応についても予め「危機レベルに応じた対応策」等を定め、統合的にリスクマネジメントを行っています。
- ② 代表取締役社長の諮問機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社のリスクマネジメントを統括し、全社横断的に経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処しています。
- ③ 内部監査課を設置し、リスクマネジメントを検証するために、本社・工場・店舗を定期的に監査し、当社業務が適正かつ合理的に行われているかを評価し、監査結果を取締役・監査役に報告しています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令及び定款に定める事項並びにその他重要な事項を決議し、また取締役及び執行役員業務執行状況を監督しています。
- ② 取締役会の決定に基づく社内規程（組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程等）において、取締役の基本職務や役割、責任、権限、決裁基準等を明確に定め、効率的な業務体制を整備しています。
- ③ 取締役会を毎月定例開催する他、必要に応じて適宜臨時開催し、迅速かつ適切な意思決定を図り、経営計画の策定や重要な職務執行課題については、事前に執行役員で構成する「経営会議」において十分な審議を経て、取締役会に付議し決定しています。
- ④ 取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議する委員会を設置しています。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 現在監査役の職務を補助する使用人は置いていませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議し設置します。
- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし人事異動及び人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとしています。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起をするために、監査役は、取締役会、経営会議やその他の重要会議に出席しています。
- ② 監査役には稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しています。
- ③ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事態や不正、法令・定款等の重大な違反のおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告することとしています。
- ④ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとしています。

7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社で定める「倫理規程」「コンプライアンス規程」「シーボン行動規範」を当社グループにも周知徹底させ、法令・定款・社会規範を遵守するための体制の整備に関する指導及び支援を行います。
- ② 当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、子会社の取締役又は監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社の主管部署は子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行います。
- ③ 当社グループ間における取引条件については、取引の実施及び取引条件の決定等に関する内部手続きを定め、これらの取引の客観性及び合理性を確保しております。
- ④ 当社グループは、「関係会社管理ガイドライン」に基づき、子会社の重要な業務執行に関する事項について、当社取締役会にて承認または報告を受けることとします。
- ⑤ 子会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき定期的実施しています。監査は当社の内部監査課が行い、その業務全般に関する適正性を確保します。
- ⑥ 監査役は、子会社の監査を行うとともに、当社グループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携を図ります。

8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務を執行する上で必要な費用は、会社は請求に応じて速やかに支払いをしています。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役からヒアリングの要請があった場合、取締役及び使用人はこれに応じています。
- ② 監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換により、監査の実効性を確保しています。

10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動の強化に努めています。
- ② 「財務報告に係る内部統制規程」等に基づき、適正かつ有効な評価ができるよう、財務報告に係る内部統制システムを整備し、かつ適正に運用しています。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 「倫理規程」「シーボン行動規範」において、良識ある企業活動を心がけ、社会の規範を尊重する企業倫理を確立し、反社会的勢力との一切の関係遮断を基本方針としています。
- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした姿勢を持って対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じない体制を整備しています。

12. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンスに関する取組みとしては、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓蒙を実施しています。取締役等に対してはコンプライアンス意識の醸成のための研修会を適宜実施しています。使用人に対しては教育担当部門が教育を行っています。
- ② 情報の保存及び管理体制に関する取組みとしては、情報の保存管理は、文書管理規程及び関連規程に基づき、適切に保管及び管理を行っています。また、必要に応じて閲覧できるようにしています。廃棄の際には、溶解処理等によって再生不可能とする処分方法により廃棄しています。
- ③ リスク管理に関する取組みとしては、損失の危機の管理は、リスク管理規程及び関連諸規程に基づき、リスク発生を未然に防止する諸施策を講じています。
- ④ グループガバナンス強化のため、関連子会社に当社から取締役及びその他の役職者等を派遣し、経営のモニタリングを行うとともに、「関係会社ガイドライン」に基づき、経営状況を継続的に確認し、取締役会に報告しています。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としており、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上に顧客ニーズに応える製品の開発のため、製造技術の向上と製品開発体制の強化に注力し、さらには、未出店エリアへの出店等、有効な設備投資を行っていきたいと考えております。

当社は、中間配当及び期末配当として年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、当社グループにおける通期連結純利益がマイナスとなりましたため、誠に遺憾ではありますが、期末配当を無配とさせていただきました。このため、年間配当額は2019年11月29日に実施済みの中間配当金1株当たり20円のみとなります。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,915,566	流動負債	1,450,153
現金及び預金	3,153,682	買掛金	71,520
受取手形及び売掛金	685,668	1年内返済予定の長期借入金	5,800
商品及び製品	404,205	リース債務	2,310
仕掛品	70,405	未払金	669,567
原材料及び貯蔵品	407,724	未払法人税等	89,035
その他	194,137	ポイント引当金	426,986
貸倒引当金	△257	資産除去債務	6,556
固定資産	5,314,394	その他	178,378
有形固定資産	3,830,739	固定負債	591,266
建物及び構築物	2,118,665	長期借入金	20,300
機械装置及び運搬具	135,169	リース債務	4,902
工具、器具及び備品	175,066	繰延税金負債	94,640
土地	1,385,337	資産除去債務	328,167
建設仮勘定	16,500	その他	143,256
無形固定資産	103,724	負債合計	2,041,420
投資その他の資産	1,379,930	純資産の部	
投資有価証券	344,160	株主資本	8,027,351
敷金及び保証金	819,572	資本金	483,930
その他	239,197	資本剰余金	367,830
貸倒引当金	△23,000	利益剰余金	7,176,822
資産合計	10,229,960	自己株式	△1,232
		その他の包括利益累計額	156,529
		その他有価証券評価差額金	161,744
		為替換算調整勘定	△5,215
		新株予約権	4,660
		純資産合計	8,188,540
		負債純資産合計	10,229,960

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		11,101,799
売上原価		2,522,511
売上総利益		8,579,288
販売費及び一般管理費		8,897,554
営業損失		318,266
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,209	
受取家賃	30,289	
その他の	11,939	48,438
営業外費用		
支払利息	95	
社宅等解約損	69	
その他の	38	202
経常損失		270,031
特別利益		
固定資産売却益	2,272	
投資有価証券売却益	2,377	
新株予約権戻入益	850	5,501
特別損失		
固定資産除却損	10,351	
減損損失	344,485	
その他の	13,107	367,943
税金等調整前当期純損失		632,474
法人税、住民税及び事業税	59,794	
法人税等調整額	377,806	437,601
当期純損失		1,070,075
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純損失		1,070,075

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日 期首残高	480,746	364,646	8,418,051	△1,104	9,262,340
当期変動額					
新株の発行	3,183	3,183			6,367
剰余金の配当			△171,153		△171,153
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△1,070,075		△1,070,075
自己株式の取得				△128	△128
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	3,183	3,183	△1,241,228	△128	△1,234,989
2020年3月31日 期末残高	483,930	367,830	7,176,822	△1,232	8,027,351

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算定 調整	その他の 包括利益 累計額合計		
2019年4月1日 期首残高	220,944	△3,451	217,492	6,180	9,486,014
当期変動額					
新株の発行					6,367
剰余金の配当					△171,153
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△1,070,075
自己株式の取得					△128
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△59,199	△1,764	△60,963	△1,520	△62,483
当期変動額合計	△59,199	△1,764	△60,963	△1,520	△1,297,473
2020年3月31日 期末残高	161,744	△5,215	156,529	4,660	8,188,540

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,756,576	流動負債	1,421,769
現金及び預金	3,043,025	買掛金	59,682
売掛金	663,080	リース債務	2,310
商品及び製品	398,996	未払金	665,664
仕掛品	64,182	未払費用	73,664
原材料及び貯蔵品	397,662	未払法人税等	88,855
前払費用	123,549	未前受金	3,042
その他	66,102	ポイント引当金	426,986
貸倒引当金	△24	資産除去債務	6,556
固定資産	5,463,635	その他	95,006
有形固定資産	3,779,041	固定負債	569,689
建物	1,940,257	繰延税金負債	94,574
構築物	159,178	リース債務	4,902
機械及び装置	101,919	資産除去債務	327,291
車両運搬具	9,778	その他	142,921
工具、器具及び備品	172,853	負債合計	1,991,458
土地	1,378,554	純資産の部	
建設仮勘定	16,500	株主資本	8,062,348
無形固定資産	103,456	資本金	483,930
ソフトウェア	71,585	資本剰余金	367,830
その他	31,870	資本準備金	367,830
投資その他の資産	1,581,137	利益剰余金	7,211,819
投資有価証券	335,160	利益準備金	37,758
関係会社株式	212,587	固定資産圧縮積立金	12,229
長期前払費用	15,750	別途積立金	100,000
敷金及び保証金	817,192	繰越利益剰余金	7,061,832
その他	223,446	自己株式	△1,232
貸倒引当金	△23,000	評価・換算差額等	161,744
資産合計	10,220,211	その他有価証券評価差額金	161,744
		新株予約権	4,660
		純資産合計	8,228,753
		負債純資産合計	10,220,211

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		10,927,962
売上原価		2,411,353
売上総利益		8,516,608
販売費及び一般管理費		8,829,513
営業損失		312,904
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,175	
受取家賃	30,289	
その他	10,175	46,639
営業外費用		
社宅等解約損	69	
その他	18	87
経常損失		266,352
特別利益		
固定資産売却益	2,272	
投資有価証券売却益	2,377	
新株予約権戻入益	850	5,501
特別損失		
固定資産除却損	10,115	
減損損失	344,485	
その他	13,107	367,707
税引前当期純損失		628,559
法人税、住民税及び事業税	59,614	
法人税等調整額	374,027	433,641
当期純損失		1,062,201

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2019年4月1日 期首残高	480,746	364,646	364,646	37,758	12,996	100,000	8,294,419	8,445,174	△1,104	9,289,463
当期変動額										
新株の発行	3,183	3,183	3,183							6,367
剰余金の配当							△171,153	△171,153		△171,153
固定資産圧縮積立金の取崩し					△766		766	-		-
当期純損失(△)							△1,062,201	△1,062,201		△1,062,201
自己株式の取得									△128	△128
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	3,183	3,183	3,183	-	△766	-	△1,232,587	△1,233,354	△128	△1,227,115
2020年3月31日 期末残高	483,930	367,830	367,830	37,758	12,229	100,000	7,061,832	7,211,819	△1,232	8,062,348

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2019年4月1日 期首残高	220,944	220,944	6,180	9,516,588
当期変動額				
新株の発行				6,367
剰余金の配当				△171,153
固定資産圧縮積立金の取崩し				-
当期純損失(△)				△1,062,201
自己株式の取得				△128
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△59,199	△59,199	△1,520	△60,719
当期変動額合計	△59,199	△59,199	△1,520	△1,287,835
2020年3月31日 期末残高	161,744	161,744	4,660	8,228,753

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社シーボン
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 敬子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村 剛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シーボンの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーボン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社シーボン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 敬子	@
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村 剛	@

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーボンの2019年4月1日から2020年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年（2005年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また会計監査人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面を受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

株式会社シーボン 監査役会

常 勤 監 査 役	中 沢 ひろみ	Ⓢ
監 査 役 (社外監査役)	田 畑 千 絵	Ⓢ
監 査 役 (社外監査役)	辻 さちえ	Ⓢ

以 上

株主総会 会場ご案内図

日時

2020年6月29日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

会場

東京都港区赤坂九丁目7番2号
東京ミッドタウン（六本木） ミッドタウン・イースト 地下1階
東京ミッドタウン・ホール Hall A



最寄駅

- E** 都営大江戸線
「六本木」駅
地下8番出口より直結
- H** 東京メトロ日比谷線
「六本木」駅
地下通路を經由し、
地下8番出口より直結
- C** 東京メトロ千代田線
「乃木坂」駅
3番出口より徒歩約3分
- N** 東京メトロ南北線
「六本木一丁目」駅
1番出口より徒歩約10分



UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

この冊子は、環境に優しい植物油インキを使用して印刷しています



会場には駐車場の用意がございませんので、お車のご来場はご遠慮ください。